

火災予防条例の一部改正について

1 改正背景

平成25年8月に京都府福知山市で発生した福知山花火大会火災(死者3名、負傷者56名)を踏まえ、多数の者が集合する祭礼、縁日、花火大会などの催しに関する火災予防体制を強化するものです。

2 改正内容

① 祭礼、縁日、花火大会、展示会など多数の者の集合する催し^{※1}において、対象火気器具等^{※2}を使用する者に対して、消火器の準備を義務付けします。(第18条～第22条)

消火器は、原則として対象火気器具等を取扱う者が準備する必要がありますが、使用状況に応じて、複数の対象火気器具類等に対して共同して消火器を準備することもできます。

※1 多数の者の集合する催しとは、一時的に一定の場所に人が集合することにより混雑が生じ、火災が発生した場合の危険性が高まる催しのことを言います。近親者によるバーベキュー、小学校等の催しなど相互に面識がある者が参加する催しは含みません。

※2 対象火気器具等とは、ガスコンロ、ストーブ、発電機、グリドル(調理器具)など、消防法施行令(昭和36年政令第37号)第5条の2第1項に規定するものを言います。

② 消防長は、祭礼、縁日、花火大会等の屋外催しについて、大規模なものとして消防長が別に定める要件^{※3}に該当するもので、対象火気器具等の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを「指定催し」として指定^{※4}します。(第43条の2)

消防長が定める要件に該当する催しで、火災が発生した場合に人命、財産に重大な被害を与えるおそれがあるものを「指定催し」として指定し、「指定催し」の主催者に対し防火管理にかかる義務付けを行います。

※3 大規模なものとして消防長が別に定める要件は、次の各号いずれにも該当するものを想定しています。(消防局告示で定めます。)

(1) 公園、河川敷、道路等の大規模な催しが開催可能な屋外の場所で開催される催しであること。

(2) 主催する者が出店を認める露店等の数が100店舗を超える規模の催しとして計画されている催しであること。

※4 「指定催し」の指定は、あらかじめ、当該催し的主催者に意見を聴き、指定する場合は、主催者に通知するとともに、本組合ホームページ等で公表します。

③ 「指定催し」を主催する者は、防火担当者を定め、火災予防上必要な業務に関する計画を作成させ、催しを開催する14日前までに消防機関に提出しなければいけません。提出を怠った場合は、30万円以下の罰金に処せられます。(第43条の3、第50条)

火災予防上必要な業務に関する計画は、次の各号の事項について定めます。

- (1) 防火担当者及び火災予防上必要な業務の実施体制の確保に関する事
- (2) 対象火気器具等の使用や危険物の取扱いの把握に関する事
- (3) 対象火気器具等や危険物を取り扱う露店等（露店、屋台その他これらに類するもの）や客席の火災予防上安全な配置に関する事
- (4) 対象火気器具等に対する消火準備に関する事
- (5) 火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関する事
- (6) その他火災予防上必要な業務に関する事

④ 祭礼、縁日、花火大会、展示会など多数の者の集まる催しにおいて、対象火気器具等を使用して露店等を開設する場合、届出（露店等の開設届出書）の提出が必要になります。(第46条)

対象火気器具等を使用する露店を開設する場合は、消火器の準備が必要になることから、その実施状況について消防が事前に把握し、必要に応じて指導することができるようにします。

3 施行期日

平成26年7月31日から施行します。ただし、施行日から14日の間に終了する催しについては、「指定催し」に関する規定（第43条の2、第43条の3）は適用されません。

[参考] 東部圏域における「指定催し」に指定が想定される催し（平成25年度実績）

催し名称	開催日	開催場所	入込客数 (人)	露店数 (店)	平成26年 開催予定日
第49回鳥取しゃんしゃん祭り一斉傘踊り	H25.8.14	鳥取市 (若桜街道)	約170,000	約100	H26.8.14
第60回市民納涼花火大会	H25.8.15	千代川河川敷	約130,000	97	H26.8.15



東部広域火災予防条例の一部改正について

昨年の京都府福知山市の花火大会の事故を踏まえ、多数の者が集まる催し（イベント）に対する火災予防体制の強化を行います。

～※1多数の者が集まる催しで、※2対象火気器具等を使用する場合～

※1 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催し

※2 火を使用する器具又はその使用に際し火災の発生するおそれのある器具
（例）発電機・LPガス、石油、電気等を使用するコンロ、調理器具・ストーブ等



主催者・露店等の開設者に対する義務化
（対象外となるものは裏面に記載）

①火気を取扱う露店等は「消火器の準備」

原則として露店等ごとに設置が必要



②火気を取扱う露店等は「露店等開設届出書」の提出

3日前までに消防署に提出

(多数の者が集まる催しで対象外となるもの)

相互に面識がある者の集まる催し、集まる範囲が個人的なつながりに留まる例として以下の場合等が対象外となります。

- 1 近親者によるバーベキュー
- 2 幼稚園等で父母が主催する催し
- 3 自治会等が行う催しで主に会員を対象にしたもの
- 4 職場等が行う催しで主に職員を対象としたもの
- 5 老人会等が行う催しで主に会員を対象にしたもの
- 6 その他地域又は参加者を限定し開催される催し

指定催し(大規模な催し)

露店等の出店数が100店舗を超える大規模な催しは、消防局長が「指定催し」に指定して、火災予防上の業務計画の作成提出が義務付けられます。又、計画を提出しなかった者は、30万円以下の罰金を科せられることがあります。

ご不明な点、ご質問はお近くの消防署又は東部消防局予防課までお問い合わせください

消防局予防課	0857-23-2460
鳥取消防署	0857-29-6894
湖山消防署	0857-28-4321
岩美消防署	0857-73-1221
八頭消防署	0858-85-1211
気高消防署	0857-82-2211

